

MSR-23-040

2024年2月19日

三菱原子燃料株式会社

## 保安規定と安全性向上評価のつながりについて

安全性向上評価について、保安規定の条項との関連性について、添付のとおり整理した。

安全性向上評価は、原子炉等規制法第二十二條の七の二、および加工規則第九條の三の二から第九條の三の六に基づき、「加工施設及び再処理施設の安全性向上評価に関する運用ガイド」に従って実施している。

初回の安全性向上評価については、当社保安品質保証マネジメントの中で、上記要求事項を反映した「加工施設の安全性向上評価実施要領」（管理総括者による承認文書）を定め、実施している。

以 上

## 保安規定の各条項と安全性向上評価のつながり

| 条番号    | タイトル                    | 条 文  | 各条項と安全性向上評価のつながり  |
|--------|-------------------------|--|---|
| 第5条    | (保安品質マネジメントシステムに係る要求事項) | 5. 保安に係る組織は、健全な安全文化を育成し、及び維持するために、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組を通じて、次の状態となることを目指す。<br>(7) 安全文化に関する内部保安監査及び自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている。  | 安全性向上評価において、安全文化に関する内部保安監査及び自己評価の結果を評価する。   |
| 第5条の3  | (保安品質マニュアル)             | 社長は、次に掲げる事項を含む「保安品質マニュアル」として、「保安品質保証計画書」を策定し、維持させる。<br>(2) 保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項   | 「保安品質保証計画書」を改定し、「保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項」に安全性向上評価を追記する。                                       |
| 第6条の8  | (管理者)                   | 3. 管理者は、安全性向上評価の中で、管理監督する業務に関する自己評価(安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係るものを含む。)を、あらかじめ定められた間隔で行う。(「あらかじめ定められた間隔」とは、保安品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために保安活動として取り組む必要がある課題並びに当該品質マネジメントシステムの変更を考慮に入れて設定された間隔をいう。)  | 安全性向上評価は、「あらかじめ定められた間隔」として、定期事業者検査の終了した時点の状態を対象とし、当該検査終了後6か月以内に評価を実施する。                       |
| 第6条の11 | (マネジメントレビューに用いる情報)      | 管理総括者は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告する。<br>(6) 健全な安全文化の育成及び維持の状況(内部保安監査による安全文化の育成及び維持の取組状況に係る評価の結果並びに管理者による安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。)   | 安全性向上評価において、安全文化の育成及び維持の状況を評価する。  |
| 第8条    | (個別業務に必要なプロセスの計画)       | 管理総括者は、個別業務に必要なプロセスについて、加工施設の操作、放射線管理、施設管理、核燃料物質の管理、放射性廃棄物管理、非常時の措置、設計想定事象等(火災及び爆発等の設計想定事象、重大事故に至るおそれがある事故(設計基準事故を除く。))、大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる加工施設の大規模な損壊(以下「大規模損壊」という。))に係る加工施設の保全に関する措置及び六ふっ化ウラン漏えい事故のリスクを低減させるための措置に関する計画・実施・評価・改善を業務の計画として標準書を策定するとともに、そのプロセスを確立する。この策定には、機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響を考慮して計画を策定することを含む。  | 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響の考慮については、安全性向上評価の中でも評価し、標準書に反映する。 |
| 第11条   | (個別業務の管理)               | 各課長は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項(当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。)に適合するように実施する。<br>(1) 加工施設の保安のために必要な情報(保安のために使用する機器等又は実施する個別業務の特性、当該機器等の使用又は個別業務の実施により達成すべき結果を含む。)が利用できる体制にある。<br>(2) 手順書等が必要な時に利用できる体制にある。<br>(3) 当該個別業務に見合う設備を使用している。<br>(4) 監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用している。<br>(5) 第12条の4に基づき監視測定を実施している。<br>(6) 本規定に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っている。   | 個別業務としての安全性向上評価は、本条項に適合するように実施する。   |
| 第11条の2 | (個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認)  | 各課長は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合(個別業務が実施された後のみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。)においては、妥当性確認を行う。<br>2. 各課長は、第1項のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、第1項の妥当性確認によって実証する。<br>3. 各課長は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。<br>4. 各課長は、第1項の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項(当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。)を明確にする。<br>(1) 当該プロセスの審査及び承認のための判定基準<br>(2) 妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量を確認する方法<br>(3) 妥当性確認の方法(対象となる個別業務計画の変更時の再確認及び一定期間が経過した後に行う定期的な再確認を含む。)   | 個別業務としての安全性向上評価は、本条項に基づき、妥当性確認を行う。  |
| 第12条   | (監視測定、分析、評価及び改善)        | 管理総括者は、監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセス(取り組むべき改善に関係する部門の管理者等の要員を含め、組織が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。を)「監視、測定、データ分析及び評価標準」に定め、計画し、実施させる。  | 安全性向上評価において、本条項に基づき実施する監視、測定、データ分析及び評価結果について、評価する。  |
| 第12条の4 | (プロセスの監視測定)             | 担当課長は、プロセスの監視測定を行う場合においては、当該プロセスの監視測定に見合う方法により、これを行う。監視測定の対象には、機器等及び保安活動に係る不適合についての弱点のある分野及び強化すべき分野等に関する情報を含む。また、監視測定の方法には、監視測定の実施時期、監視測定の結果の分析及び評価の方法並びに時期を含む。  |   |
| 第13条   | (不適合の管理)                | 管理総括者は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されることがないよう、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理するため、不適合の処理に係る管理(不適合に関連する管理者に報告すること及び不適合が発生した場合の公開基準並びに公開に関し必要な事項を含む。)並びにそれに関連する責任及び権限を「保安不適合管理標準」に定める。(「当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する」とは、不適合が確認された機器等又は個別業務が識別され、不適合が全て管理されていることをいう。)   | 安全性向上評価において、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じる。      |
| 第15条の2 | (是正処置等)                 | 3. 安全・品質保証課長は、安全性向上評価の中で、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講ずる。(「適切な措置を講ずる」とは、前項のうち必要なものについて実施することをいう。)  |   |
| 第14条   | (データの分析及び評価)            | 管理総括者は、保安品質マネジメントシステムの実効性のあるものであることを実証するため、及び当該保安品質マネジメントシステムの実効性の改善(保安品質マネジメントシステムの実効性に関するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、保安品質マネジメントシステムの実効性を改善することを含む。)の必要性を評価するために、適切なデータ(監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。)を「監視、測定、データ分析及び評価標準」に定め、収集し、及び分析させる。<br>2. 各部長は、第1項のデータの分析及びこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を提供する。<br>(1) 組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析により得られる知見<br>(2) 個別業務等要求事項への適合性<br>(3) 機器等及びプロセスの特性及び傾向(是正処置を行う端緒となるものを含む。)(「是正処置を行う端緒」とは、不適合には至らない機器等及びプロセスの特性及び傾向から得られた情報に基づき、是正処置の必要性について検討する機会を得ることをいう。)<br>(4) 調達物品等の供給者の供給能力 | 安全性向上評価において、本条項に基づき実施する監視、測定、データ分析及び評価結果について、評価し、評価結果に基づき、保安品質マネジメントシステムの実効性の改善を行う。           |